

※例年実施している「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに、寄附金税額控除に係る数値について、事前に調査し、とりまとめたもの。（令和6年6月1日時点）

① うち、日本貸付債権の9割は、都道府県等に於ける貸付金、地方公共団体の前年度末の20年以内の有期貸付債権に限定されるが、貸付金に比し日本貸付債権は利息が低い。

(4) 左の3つのうちいずれか2以上に該当するものの際は、(1)～(3)のうちいずれか2以上に該当する場合の人数、寄附金額及び寄附金控除額除額である。また、その内数として記載されている「都道府県等に対する寄附金（特例控除対象）」、「民間委員会、日本赤十字社又は都道府県等に対する寄附金（特例控除対象以外）」及び「条約で定めるものに対する寄附金」は、それぞれに該当する人数及び寄附金額である。

[illegible]